

令和 2 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 8 号

函館市介護保険条例の一部改正について

函館市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市介護保険条例の一部を改正する条例

函館市介護保険条例（平成 1 2 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「令和元年度および令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「28, 170 円」を「22, 540 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度および令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「46, 950 円」を「37, 560 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度および令和 2 年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「54, 470 円」を「52, 590 円」に改める。

附則中第 3 条の 2 を第 3 条の 3 とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例）

第 3 条の 2 当分の間、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第 1 2 条第 1 項第 2 号、第 3 号または第 5 号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料（令和元年度分および令和 2 年度分の保険料であつて、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第 2 項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が

指定する日とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に1条を加える改正規定は、令和2年7月14日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴い所得の少ない第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を定め、および新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため